

# 横浜市立桜丘高等学校いじめ防止基本方針

令和8年2月9日改訂

## 1 いじめ防止に向けた基本的な考え方

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

この定義のもと、いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象にしたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤を作るために、教職員が一体となつた取組が必要である。

このため、本校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め合い、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を育んでいく。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。すべての生徒が安心でき、自分の価値を実感し、充実した学校生活を送ることができる環境づくりが未然防止の観点として重要と考える。そのため、質の高い授業や学級活動、生徒会活動及び部活動等を充実させることで、自尊感情と良好な人間関係づくりの力を伸長したい。

生徒が、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く担い手であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」という姿勢で互いを尊重し、支え合い、安心して学校生活を送れるよう努める。

教職員は日頃より生徒一人ひとりの思いや成長に寄り添い、生徒理解を深めるとともに教育相談体制の充実を図り、教師の受信する力を向上させる必要がある。日常の打合せや職員会議、学年会や分掌会などで情報の共有化をはかり、生徒の実態把握に努め、迅速に対応していく。そして、保護者や地域、関係機関等とも連携・協力をしながら安心できる社会環境づくりに努める。

いじめを認知した場合は、関係生徒や保護者との信頼関係に基づいて事実把握に努め、継続して支援し、必要に応じて関連機関との連携を図り、早期に解決できるように対応する。いじめを受けている生徒を守り抜くことを使命とし、全職員で組織的に取り組む。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置（組織の構成と役割）

### （1）委員会の構成

- ①学校組織の中に学校いじめ防止対策委員会を設置する。管理職、生活保健指導部主任、学年主任（もしくは副主任）、養護教諭、特別支援教育コーディネーターをメンバーとし、案件に応じて関係職員も会議に参加する。
- ②必要に応じてSC、SSW等の専門家も会議に参加し、いじめの認知の視点や、いじめを受けた生徒の回復状況の確認や支援について助言を求めることができる。

## (2) 運営

- ①会議は、月1回以上、定期的に開催するとともに、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する必要がある場合等は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に臨時で委員会を開催し、適切に対応する。
- ②学校いじめ防止対策委員会では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。
- ③校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

## (3) 活動内容

- ①学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担う。また、いじめの防止等に係る学校の窓口として保護者、地域、関係機関等との連絡を担う。
- ②校内においては、生活保健指導部・特別支援教育推進委員会・各学年会等関係組織と常に連携をとる。教職員研修や教職員の見取り情報の共有及び定期的なアンケートの実施により、いじめの早期発見や予防に努める。

## 3 学校教育活動全体と連動したいじめの防止等の取組の年間計画

- 4月 いじめ防止対策委員会発足、特別支援教育研修会（生徒理解・いじめ防止等）開催
- 5月 いじめ防止対策委員会で情報共有  
全生徒対象教育相談開催  
教育相談（個人面談）で得た情報の共有と検討  
「いじめ解決のための生活アンケート」（市教委）の実施と集計、分析
- 6月 いじめ防止対策委員会で情報共有
- 7月 いじめ防止対策委員会で情報共有
- 8月 全生徒対象教育相談開催
- 9月 夏休み明けの生徒の変化について情報収集  
いじめ防止対策委員会で情報共有  
教育相談（個人面談）で得た情報の共有と検討
- 10月 いじめ防止対策委員会で情報共有
- 11月 いじめ防止対策委員会で情報共有  
教育相談（個人面談）で得た情報の共有と検討
- 12月 いじめ防止対策委員会で情報共有  
「いじめ解決のための生活アンケート」（市教委）の実施と集計、分析
- 1月 いじめ防止対策委員会で情報共有、基本方針の点検、改定の必要性を検討  
冬休み明けの生徒の変化について情報収集
- 2月 いじめ防止対策委員会で情報共有  
基本方針の点検、改定の必要性を検討
- 3月 今年度の振り返り、次年度の年間計画作成  
※生徒会主催のピンクシャツプロジェクトを年に2回実施

## 4 基本的な対応方針

### (1) いじめの未然防止

- ①学級、生徒会、部活動等で思いやりのある適切な人間関係の構築を指導する。
- ②授業規律を確立するとともに、思考・判断・表現など生徒主体の学習場面を設定し、様々な考え方や感じ方を受けとめられる集団作りの中で、自尊感情の向上を図る。

### (2) いじめの早期発見

- ①教職員の学年団を中心に、生徒会、部活動、教育相談（個人面談）など様々な場面で生徒の情報を常に共有できるよう、日頃からの教職員間のコミュニケーションの円滑化を促進するとともに、職員会議及び学年会での情報交換の場を設定する。
- ②いじめ等の訴えを吸い上げるため、いじめ解決のための生活アンケートを実施するとともに人権尊重の意識を涵養する。
- ③年間に数回ある教育相談（個人面談）を通じて、担任は生徒の実情を把握し、生徒の立場に立って一緒に考える場面を多くつくる。内容によっては個人情報に十分に配慮した上で他の教職員に相談し、必要な場合は学校いじめ防止対策委員会に報告して、組織で対応していくことで、いじめの早期発見や防止につなげる。

### (3) 事案の対処

- ①定期的に生活保健指導部会議及び学校いじめ防止対策委員会を開催し、生徒の情報を共有するとともに、いじめに対しては担任や顧問一人で解決するのではなく、学年、生活保健指導部、保健室、学校いじめ防止対策委員会など、学校として組織的に解決する体制を構築する。
- ②いじめを受けた生徒及び保護者への連絡や支援について迅速に対応する。同時にいじめを行った生徒及び保護者についても、指導方針を明確にして対応する。いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒ともに必要に応じて、教育委員会、児童相談所や地元警察など関係機関との連携を図る。
- ③いじめの解消は、少なくとも2つの要件が満たされている必要があることとする。
  - ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
  - ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

## 5 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。このような重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会事務局に報告する。

調査の進め方と結果の提供及び報告については、学校主体調査は概ね3か月以内に終えることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について生徒及び保護者に説明のうえ、教育委員会事務局に報告する。

### (1) 事案は直ちに教育委員会事務局に報告する。

### (2) 学校いじめ防止対策委員会が主導して事実の調査をおこない、事案の全体像を早期に把握する。

- (3) いじめを受けた生徒及び保護者に対し、調査内容の報告をするとともに、いじめの解決について可能な方策を検討し実施する。
- (4) 全校アンケートを実施して類似の事例がないかを調査し、事例があれば同様に対処する。
- (5) いじめを行ったと認定された生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになつたいじめの事実関係について説明する。
- (6) 調査結果について教育委員会事務局に報告する。
- (7) 再発防止のため、指導体制の見直しを図るとともに、全校にいじめ防止について意識の喚起を図る。いじめの解消後も、注意深く観察を継続する。

## 6 学校いじめ防止対策の点検・見直し手順等

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回1～3月の学校いじめ防止対策委員会で基本方針の点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。また、市の基本方針が改訂された場合は次の月の学校いじめ防止対策委員会で改訂の必要性を検討する。必要と認められる場合は、運営会議・職員会議で協議の上改訂し、すぐに公表することとする。

### 附則

この基本方針は、平成26年3月策定、4月より実施する。

この基本方針は、平成29年2月に改定し、同年4月より実施する。

この基本方針は、平成30年2月に改定し、同年4月より実施する。

この基本方針は、令和6年3月に改定し、同年4月より実施する。

この基本方針は、令和7年3月に改定し、同年4月より実施する。

この基本方針は、令和8年2月に改定し、同年2月より実施する。